

「東日本高速道路株式会社東北支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定」締結者の公募（説明書）

令和5年5月19日

東日本高速道路株式会社 東北支社長 田仲 博幸

次のとおり、協定締結を希望する者を公募します。

本件の協定締結を希望する者は、本公募（説明書）に基づき、応募申請書を作成し提出願います。

応募申請書を提出した者であって応募資格を有し、東日本高速道路株式会社東北支社が選定した者と協定を締結します。

なお、本件協定締結の公募は、工事発注ではありませんので入札は行いません。

第1 協定の概要に関する事項

- 1-1 名称 東日本高速道路株式会社東北支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務における協定
- 1-2 目的 本協定は、東日本高速道路株式会社東北支社が所管する道路、施設及び付属物等が地震、大雨等の自然災害及び予期できない災害が発生した場合に、被害拡大の防止や被災箇所の早期復旧に必要な資機材、労力の確保、提供を目的とします。
- 1-3 当社協定締結者 東日本高速道路株式会社 東北支社長
- 1-4 担当部署 東日本高速道路株式会社 東北支社
管理事業部 管理事業統括課 防災担当
(住所) 〒983-8477
仙台市宮城野区榴岡 1-1-1 JR イーストゲートビル
(電話) 022-398-4817
- 1-5 協定内容等 別添に示す「東日本高速道路株式会社東北支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定書（案）」のとおり
- 1-6 期間 協定締結日の翌日から令和6年3月31日まで
ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも書面により何ら申し出がない時は、引き続き同一条件をもって1箇年毎に継続していくものとし、以下同様とします。

第2 応募の申請に関する事項

2-1 応募資格

本件に応募することのできる者（以下「応募者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とします。

- (1) 基準日（2-2（1）に示す「応募申請書」の提出期限日）において、下記の①～④に示すいずれかの工事種別について、「令和5・6年度競争参加資格」の資格を有する者であること。

【工事種別】

①土木工事（A等級） ②鋼橋上部工工事 ③PC橋上部工工事

- (2) 平成20年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上であるに限り企業の施工実績として認める。

【施工実績】

①土木工事

・土工工事

②鋼橋上部工工事

・鋼橋を架設した工事

③PC橋上部工工事

・PC橋を架設した工事

- (3) 基準日において、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てにかかる手続き開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け上記（1）に示す条件を満たす場合を除く）。
- (4) 基準日において、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県のいずれかに本社（本店）または支社（支店）を有していること。
- (5) 東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条に該当する法人でないこと。

2-2 応募申請書の作成及び提出

応募者は、「応募申請書」（様式1）に必要事項を記載のうえ、下記に示すとおり提出をお願いします。

- (1) 提出期限 令和5年6月30日（金） 16時まで
- (2) 提出場所 記1-4「担当部署」のとおり
- (3) 提出方法 持参または書留郵送（提出期限内に必着のこと）

2-3 応募資格の確認及び協定締結者の選定

- (1) 応募者から提出された応募申請書に基づき、当該応募者の応募資格の有無等について確認を行い、協定締結者を選定します。なお、協定締結者に選定されない場合もあります。
- (2) 応募申請書に示す「希望する業務場所（エリア）」は、以下のとおりです。

業務場所（エリア）	業務場所（エリア）で担当する管理事務所
北東北地域	青森管理事務所（青森県青森市） 八戸管理事務所（青森県八戸市） 盛岡管理事務所（岩手県盛岡市） 北上管理事務所（岩手県北上市） 秋田管理事務所（秋田県秋田市） 仙台管理事務所（宮城県仙台市）

業務場所（エリア）	業務場所（エリア）で担当する管理事務所
南東北地域	仙台東管理事務所（宮城県仙台市） 鶴岡管理事務所（山形県鶴岡市） 山形管理事務所（山形県山形市） 福島管理事務所（福島県福島市） 郡山管理事務所（福島県郡山市） いわき管理事務所（福島県いわき市） 会津若松管理事務所（福島県会津若松市）

- (3) 協定締結者の選定結果については、令和5年7月中旬までに通知します。
- (4) 協定締結者とは別途、「東日本高速道路株式会社東北支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定書」の締結を行います。

第3 協定締結に関する留意事項

記2-3において、当社協定締結者が選定した者と協定の締結を行う際の留意点は下記のとおりです。

- (1) 災害発生時は、業務場所（エリア）内のいずれかの管理事務所を担当していただきます。
- (2) 被災状況によっては、担当する業務場所（エリア）以外の応急復旧業務を担当していただく場合があります。
- (3) 記1-5に示す協定書に定める応急復旧業務計画書（従事される担当者名、緊急連絡先、資機材の保有状況等を記したもの）の提出がなされない場合または協定書に定める事項に違反した事実が発生した場合は協定書を無効とする場合があります。

第4 その他

4-1 協定の解除について

本協定締結期間中において、協定締結者が記2-1に示す応募資格を満足しない状況となった場合、本協定を解除する場合があります。

4-2 問い合わせ先

本件手続きに関する問い合わせは、下記の部署にて電話等にて受け付けます。

- (1) 問い合わせ先 記1-4担当部署のとおり

- (2) 問い合わせの受付期間 公募開始の日から記2-2(1)に示す日まで

- (3) 問い合わせの回答 原則として電話等により問い合わせを受けた都度回答しますが、問い合わせの内容が本件公募内容全般に関する場合で、全ての応募者に関係する内容の場合は、その都度当社のホームページ上でお知らせします。

以 上